

提 案 事 項		所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項			
無印	当面、検討を要しないと判断した事項			

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

健康・医療・介護WG関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年9月22日	回答取りまとめ日	令和5年10月18日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	各種医療費助成受給者証のマイナンバーカードへの収録
具体的内容	健康保険証のマイナンバーカード収録は進んでいるが、地方自治体が独自に実施している医療費助成の受給者証の収録は現時点で未定となっている。大半の自治体にて中学生(高校生)までの子どもの医療費の助成を実施しており、その恩恵にあずかる子育て世帯では紙の受給者証を持っている。それ以外にも障害者や高齢者の医療費助成を行っている自治体もあるため、紙の受給者証を持っている国民は莫大な数となる。マイナンバーカードの保険証利用を促進したいのであれば、これら受給者証の収録を進めるべきだ。
提案理由	子どもの医療費助成は自治体独自施策ではあるが、助成の有無が若い世帯の移住・転入先自治体を選ぶツールの一つとなっており、人口減に悩む自治体は相次いで導入している。また難病患者の特定医療費助成や障害者の自立支援医療は国の施策ではあるが、実務は都道府県ないし市区町村の自治体が担当しており、受給者証は自治体の首長名で発行されている。これらの受給者証は発行する自治体ごとに様式がバラバラであり、はがきサイズから短冊状のもの、果てはA4サイズで発行する自治体まで存在する(2021.2.16 規制改革推進会議第8回投資等WGでの議論となった地方税納付書と同様の例)。マイナンバーカードの保険証利用は医療機関における事務効率化も狙いの一つかもしれないが、受給者証の提出があると医療機関は相変わらず紙での確認を余儀なくされている。また発行された自治体ごとに受給者番号が印字されている位置が異なるため一枚一枚丁寧な確認が必要となる。本当に医療のデジタル化を推進するのであれば、この受給者証のデジタル化をしなければ先には進まないと思う。
提案主体	個人

	所管省庁	デジタル庁 子ども家庭庁 厚生労働省
制度の現状	公費負担医療及び地方公共団体が単独で設けた医療費等の助成制度について、その受給者証とマイナンバーカードは一元化されておりません。	
該当法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	公費負担医療及び地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度(地方単独医療費等助成)に係る患者等の資格情報については、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに、希望する地方公共団体及び医療機関において一部の制度について実証を行い、実施に向けた課題を整理することとしています。その上で、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況が把握でき次第、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開していきます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

健康・医療・介護WG関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年9月22日	回答取りまとめ日	令和5年10月18日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	育休を取得すると点数が下がって、子が保育園から追い出される場合がある問題の解消
具体的内容	男性育休取得率の公表企業を拡大するなど、国として育休を推進する立場だと思いますが、育休を取得すると点数が下がって、子が保育園から追い出される場合がある問題があります。この問題の解消も推進していただきたいです。
提案理由	保育所は保育に欠ける児童を保護するための福祉施設であるからといって、育休終了時に子が保育所に戻れる保証が無いにもかかわらず、育休を取得すると点数が下がって、子が保育園から追い出される場合がある問題が解消されません。少子化対策として全体を俯瞰して見るようにすれば、育休中だからといって子を保育所から追い出すようなことは発生しないはずで。総合的な判断ができるよう、国から指導・通達するようにしてください。
提案主体	個人

	所管省庁	こども家庭庁
制度の現状	<p>ご指摘いただいているように、保育所は、保護者が労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき子について保育を必要とする場合において、利用が認められるものです。</p> <p>一方、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していただいていた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能である旨を、通知でお示ししています。</p> <p>また、育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合や、育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合などについては、優先利用の対象となる事項として考えられるものである旨を、通知にてお示ししております。</p>	
該当法令等	<p>児童福祉法第24条第1項 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号、同第3号 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9号 平成26年9月10日府政共生第859号通知</p>	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>左記のとおり、保護者が育児休業を取得している場合、当該保護者の子どもが既に保育所等を利用しており、育児休業期間中も引き続き保育所等を利用することが必要であると市町村が認めるときは、継続利用を可能としています。</p> <p>また、育休終了時の再入所の際の利用調整の考え方についても、左でお示した通り、通知を発出しているところです。</p>	

区分(案)	△
-------	---